# 官民人材交流センター令 （平成二十年政令第三百九十一号）

#### 第一条（審議官）

官民人材交流センター（以下「センター」という。）に、審議官一人を置く。

##### ２

審議官は、命を受けて、センターの所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

#### 第二条（内閣府令への委任）

前条に定めるもののほか、センターの内部組織は、内閣府令で定める。

##### ２

センターの支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、内閣府令で定める。

# 附　則

この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。